

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 平成30年 4月 1日	平成30年度子どもエコライフチャレンジ推進事業委託	17,631,972	環境政策局 地球温暖化対策室	特定非営利活動法人気候ネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002 平成30年 4月 1日	平成30年度すまいの創エネ・省エネ応援事業助成制度の申請に関する業務	11,880,000	環境政策局 地球温暖化対策室	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003 平成30年 4月 1日	平成30年度京のアジェンダ21推進事業に係る業務委託	12,900,000	環境政策局 地球温暖化対策室	京のアジェンダ21フォーラム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004 平成30年 4月 1日	平成30年度水素エネルギー普及促進事業 SHSを活用したFCV体験乗車事業業務委託	12,971,715	環境政策局 地球温暖化対策室	株式会社ホンダカーズ京都	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005 平成30年 4月 2日	平成30年度「エコ学区」ステップアップ事業に係るうちエコ診断に関する業務	5,900,000	環境政策局 地球温暖化対策室	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006 平成30年 4月 2日	平成30年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務	35,242,000	環境政策局 地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007 平成30年 5月11日	「すまいの創エネ・省エネプロモーション事業」企画・運営業務委託	6,000,000	環境政策局 地球温暖化対策室	株式会社ビードリーム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008 平成30年 5月18日	平成30年度京都市事業者排出量削減計画書制度に係る業務委託	6,588,000	環境政策局 地球温暖化対策室	中外テクノス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009 平成30年05月21日	平成30年度祇園祭後祭エコ屋台村企画運営業務	5,000,000	環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010 平成30年09月14日	平成30年度「生ごみ3キリ運動」普及啓発に関する企画運営業務	5,000,000	環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011 平成30年04月01日	大型ごみ等収集運搬業務委託	予定総額 252,980,110	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	洛北運輸(株), 京和産業(株), (有)大成浄美社, 大同興業(株), (有)共栄産業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012 平成30年04月01日	死獣収集運搬業務委託	予定総額 50,832,619	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京都かんきょう(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013 平成30年04月01日	し尿収集及び運搬業務委託	予定総額 287,418,456	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京和産業(株), (有)大成浄美社, 大同興業(株), (株)和田産業, (株)共栄産業, 日進浄化槽センター(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014 平成30年04月02日	リユースびん等の拠点回収に係る業務委託	15,087,272	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京都硝子壺問屋協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
015 平成30年04月01日	(単価契約) 苛性ソーダ(48%水酸化ナトリウム水溶液)(平成30年4月~6月)	予定総額 14,760,900	環境政策局適正処理施設部施設管理課	石田化学工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
016 平成30年04月01日	(単価契約) 平成30年度における廃棄物等の埋立処分に係る契約(東北部クリーンセンター分)	予定総額 87,264,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
017	平成30年04月01日	(単価契約)平成30年度における廃棄物等の埋立処分に係る契約(北部クリーンセンター分)	予定 総額 47,995,200	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成30年04月01日	平成30年度大気汚染防止法に基づくクリーンセンター排ガス調査委託	9,954,360	環境政策局適正処理施設部施設管理課	株式会社島津テクノリサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
019	平成30年04月01日	平成30年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託	136,013,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	平成30年04月01日	平成30年度京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託	予定 総額 66,801,900	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	平成30年04月01日	平成30年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託	16,583,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022	平成30年04月01日	平成30年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その1)	25,380,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	平成30年08月30日	平成30年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その2)	69,282,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	平成30年04月01日	平成30年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その1)	29,160,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	平成30年04月01日	平成30年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託(その1)	16,038,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	平成30年09月28日	平成30年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託(その2)	6,588,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	平成30年04月01日	平成30年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託(その1)	8,985,600	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社タクマ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	平成30年09月28日	平成30年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託(その2)	22,140,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社タクマ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029	平成30年04月01日	平成30年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託	7,516,800	環境政策局適正処理施設部施設整備課	京都電子工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030	平成30年09月13日	京都市北部クリーンセンター整備工事ただし、第1放射室他整備工事	166,320,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
031	平成30年04月01日	平成30年南部クリーンセンター自動計量システム保守管理委託	18,576,000	環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター管理課	シンワシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	平成30年04月01日	平成30年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託(その1)	248,616,000	環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター工場課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
033	平成30年04月01日	平成30年度京都市南部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託(その1)	10,692,000	環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター管理課	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
034	平成30年04月01日	平成30年度京都市廃食用油燃料化プラント設備保守管理委託	16,848,000	環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター管理課	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
035	平成30年04月01日	平成30年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託(その1)	18,100,800	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
036	平成30年04月01日	平成30年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託(その1)	264,600,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
037	平成30年04月01日	平成30年度東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託	12,960,000	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社アセック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
038	平成30年04月01日	平成30年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	8,910,000	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社島津アクセス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
039	平成30年05月17日	平成30年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託	12,744,000	環境政策局東北部クリーンセンター	島津システムソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
040	平成30年08月24日	平成30年度京都市東北部クリーンセンター1号炉第1放射室左側壁水管整備委託	6,048,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
041	平成30年09月27日	平成30年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託(その2)	7,711,200	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
042	平成30年09月27日	平成30年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託(その2)	71,280,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
043	平成30年04月01日	平成30年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託(その1)	49,734,000	環境政策局北部クリーンセンター	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
044	平成30年04月01日	平成30年度京都市北部クリーンセンター大気環境濃度連続分析計保守管理委託	5,454,000	環境政策局北部クリーンセンター	株式会社堀場テクノサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
045	平成30年04月01日	平成30年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	7,275,484	環境政策局北部クリーンセンター	株式会社島津アクセス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
046	平成30年08月30日	平成30年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託(その2)	240,000,840	環境政策局北部クリーンセンター	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
047	平成30年04月01日	京都市埋立事業管理事務所 車両管理システム点検保守管理業務委託	8,640,000	環境政策局埋立事業管理事務所	シンワシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
048	平成30年04月01日	京都市魚アラルサイクルセンター臭気監視装置定期点検保守業務委託	5,016,600	環境政策局魚アラルサイクルセンター	島津システムソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
049	平成30年04月01日	平成30年度京都市魚アライサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その1)	8,922,960	環境政策局魚アライサイクルセンター	伊藤忠マシンテクノス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
050	平成30年07月30日	平成30年度京都市魚アライサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その2)	10,800,000	環境政策局魚アライサイクルセンター	伊藤忠マシンテクノス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

1 件名
平成30年度こどもエコライフチャレンジ推進事業委託

2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室

3 契約締結日
平成30年4月1日

4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区帯屋町574番地
特定非営利活動法人気候ネットワーク

6 契約金額（税込み）
17,631,972円

7 契約内容

- (1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」コンテンツの作成
- (2) 冊子の配送
- (3) 学習会の開催
- (4) エコライフ診断書の作成
- (5) 診断書の内容確認
- (6) 診断書の配送
- (7) 責任者及び運営スタッフに対する研修の実施
- (8) 市民ボランティアの参加
- (9) 学校への対応
- (10) 運営会議の開催
- (11) フォローアッププログラムの実施
- (12) 実績報告書等の作成

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、全市立小学校で冊子「こどもエコライフチャレンジ」を用いて、夏休み又は冬休み後に学習会を開催し、参加した子ども達が地球温暖化問題について自ら考え体験することにより、家庭でのエコライフの実践継続を図るものである。

本業務の実施には、市民生活に伴う二酸化炭素排出の現状やその対策についての専門知識を有していること、冊子「こどもエコライフチャレンジ」の取組結果の集計・解析に必要な専門的な能力・経験・機器を有していること、全市立小学校での学習会の実施に対応するため、環境団体・各種ボ

ランティアスタッフ等とのネットワーク及び連絡調整能力等を持つことが必要である。

上記の理由により、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、プロポーザルを行ったうえで随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、平成30年2月20日（火）から平成30年3月7日（水）まで募集を行い、指定期日までに特定非営利活動法人気候ネットワークの1者から参加申込みがあった。

提出された企画提案書について、平成30年3月12日（月）に「平成30年度こどもエコライフチャレンジ推進事業に係る受託者選定委員会」を開催し、企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い、選定基準点を上回ったため、特定非営利活動法人気候ネットワークを受託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度すまいの創エネ・省エネ応援事業助成制度の申請に関する業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込）
11,880,000円
- 7 契約内容
 - (1) すまいの創エネ・省エネ応援事業の説明及び相談への対応
 - (2) 申請書類等の審査
 - (3) 申請書類等の確認
 - (4) その他書類の受付及び確認
 - (5) 確認後の申請書類等の送付
 - (6) 創エネ・省エネ設備に関する問い合わせへの対応業務
 - (7) 本市の他の補助事業との連携
 - (8) 普及啓発業務
- 8 随意契約の理由
委託業務を効率的かつ効果的に実施するため、委託先に必要な能力及び条件は、次のとおりである。
 - (1) 助成制度の受付窓口として、申請書の確認や事前相談への対応等の豊富な実績を有していること
 - (2) 相談を行う機関として公的信用力を有していること
 - (3) 業務仕様書に基づき連携する他の助成事業である省エネルギーフォーム支援制度及び耐震改修支援制度と窓口を統一できること以上の条件等を満たす者は一者しかなく、地方自治法第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」のうち、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2-(1)-ウに該当するため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
なし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京のアジェンダ21推進事業に関する業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13番地 京エコロジーセンター内
京のアジェンダ21フォーラム
- 6 契約金額（税込み）
12,900,000円
- 7 契約内容
 - (1) 京のアジェンダ21の推進
 - ア 第49回IPCC総会における環境意識の盛上げ
 - イ 再生可能エネルギーの普及拡大，省エネルギーの推進
 - ウ すまいのエコ化の推進
 - エ 京都環境コミュニティ活動（KES C）
 - オ KESエコロジカルネットワークプロジェクト
 - カ 観光のエコ化の推進
 - (2) 情報の発信及び共有
 - ア 季刊誌の発行，ホームページ等の運営
 - イ 環境保全活動を行う市民団体等との交流，共催事業の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、「京のアジェンダ21」に提言されている取組を推進していくものである。事業の実施に対する契約内容を履行可能なのは、以下に示す委託先の選定理由から「京のアジェンダ21フォーラム」だけであり、特定の者しか契約を履行することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適しないので随意契約とするものである。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務は、本市が平成9年10月に策定した「京のアジェンダ21」に示された取組の具体化と行動への誘導及びその評価と充実を図り、もって環境と共生する持続型社会を実現するために、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場を尊重しつつ協働するパートナーシップを前提として積極的に取り組む必要があるが、業務の実施に当たっては、地球温暖化対策に関する専門的な知識やノウハウを有するだけでなく、市域に事業効果を波及させるために、幅広い主体が参画し、ネットワークを形成している組織を通じて実施することが適当である。

京のアジェンダ21フォーラムは、この業務を円滑に進めるため、地球温暖化対策に関する専門的な知識やノウハウを有し、多様な主体が参画するネットワーク組織として、平成10年11月に設立された団体である。具体的には、事業者の取組への参加を促すことができる京都商工会議所、京都工業会といった事業者団体、地域で環境対策を含む様々な活動を展開されている京都市地域女性連合会等の市民団体、連携して対策を進めることができる豊富な経験を有したNPO等の民間団体、そして地球温暖化対策に関する専門的な知識を有する立場から助言できる学識経験者という多様で幅広い主体が参画しており、京都市域において、各主体の参加を促し、共に行動していくことを通じて地球温暖化対策を効果的に推進することのできる唯一の団体である。については、同団体を本業務の委託先として選定するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度水素エネルギー普及促進事業 SHSを活用したFCV体験乗車事業
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区北花山大林町55-1
株式会社ホンダカーズ京都
- 6 契約金額（税込み）
12,971,715円
- 7 契約内容
本事業は、ホンダカーズ京都株式会社山科西店に設置するスマート水素ステーション（SHS）及びホンダ燃料電池自動車（FCV）「クラリティ」を活用し、市民等を対象とした体験乗車の実施を委託するものである。
(1) FCVのリース
(2) FCV体験乗車事業の運営
(3) FCV及びSHS等の維持管理
(4) FCV体験乗車実施効果等の検証
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施に当たっては、ホンダカーズ京都株式会社山科西店に設置されたSHS及びFCVを24時間管理・保管するとともに、運営に必要な電気、水道及び太陽光パネルを供給し、FCV体験乗車を企画から運営まで円滑に行う必要があるため、本契約を履行可能な事業者は、ホンダカーズ京都株式会社のみ特定される。
上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、特定の者しか契約を履行することができないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度「エコ学区」ステップアップ事業に係るうちエコ診断に関する業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成30年4月2日
- 4 履行期間
平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京内畑町41番3
特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
- 6 契約金額（税込み）
5,900,000円

7 契約内容

- うちエコ診断に関する窓口業務
- (2) うちエコ診断の実施
- 診断士の派遣
- (4) 診断士による各家庭に対する提案方法の管理・監督
- (5) 診断結果の作成，分析，評価の報告会開催
- 効果測定の実施及び省エネ意識の定着と実践行動への誘導
- 診断方法の運用改善と診断士の研修
- (8) 二酸化炭素削減効果の分析及び資料作成
- 連絡・調整
- (10) 補助金の申請
- 報告

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、エコ学区等に対して「うちエコ診断」を実施する必要がある。そこで、①「うちエコ診断」の実施機関であること、②本業務を実施可能な「うちエコ診断士」の人数が確保されていること、③地球温暖化問題や省エネ等に精通していること、④地域活動に関わる業務の経験が豊富であることが求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。

そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、相手方との随意契約とする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、平成 30 年 3 月 2 日（金）から平成 30 年 3 月 16 日（金）までの期間に公告を行い、期日までに特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議から参加申込みがあった。

提出された企画提案書について、平成 30 年 3 月 20 日（火）に「平成 30 年度「エコ学区」ステップアップ事業に係るうちエコ診断に関する業務受託候補者選定プロポーザルヒアリング」を開催し、選定要項第 6 条に基づき、企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い、選定基準を上回ったため、選定要項の第 7 条に基づき、特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議を受託候補者として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成30年4月2日
- 4 履行期間
平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13番地
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
35,242,000円

7 契約内容

- (1) 京（みやこ）エコライフプログラムの実施
- (2) 省エネナビ（電気消費量計測機器）を用いた学習プログラムの実施
- (3) エコ学区ステップアッププログラムの実施
- (4) 学習会の企画・運営
 - 環境啓発ブースの出展及びブース型学習会の企画・運営
- (6) エコ学区担い手セミナーの開催
 - 学区への活動支援
- (8) エコ学区の活動調査書の作成，回収及び取りまとめ
 - 情報報告及び提供
 - 京都環境賞への対応
 - 報告

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務については、地域ぐるみで地球温暖化について学び、その知識を地域活動に反映させることが必要である。そこで、①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②地域活動に関わる業務の経験が豊富であること、③多様なエコ活動に関する講師又は団体の派遣が可能であること等が求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、随意契約する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、平成30年3月2日（金）から平成30年3月16日（金）までの期間に公告を行い、期日までに公益財団法人京都市環境保全活動推進協会から参加申込みがあった。

提出された企画提案書について、平成30年3月20日（火）に「平成30年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務受託候補者選定プロポーザルヒアリング」を開催し、選定要項第6条に基づき、企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い、選定基準を上回ったため、選定要項の第7条に基づき、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会を受託候補者として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「すまいの創エネ・省エネプロモーション事業」企画・運営業務

2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

3 契約締結日

平成30年5月11日

4 履行期間

平成30年5月11日から平成31年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区油小路通竹屋町下ル橋本町494-1
株式会社 ビードリーム

6 契約金額（税込み）

6,000,000円

7 契約内容

市内の大型ショッピングセンターや公共施設において、太陽光発電システム等創エネ及びエネファーム等省エネ設備をZEH、電気自動車、電力自由化等と組み合わせ、創エネ・省エネ全般について広く周知を行う。

- (1) 準備（会場の提案，調整，運営スタッフの確保，指導 等）
- (2) 企画（業務計画書，運営マニュアルの作成，スケジュール管理，出展者との連絡調整 等）
- (3) 広報（各会場とタイアップした広報，会場内でのイベント案内音声 等）
- (4) 前日の準備及び当日の撤収
- (5) 当日の運営（スタッフの配置，出展者，来場者の対応 等）
- (6) 効果測定（来場者，出展者へのアンケートの実施，集計，報告）
- (7) 成果物の提出（実施報告書及び広報活動で作成した成果物の提出）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務を効率的かつ効果的に実施するため，委託先に必要な能力及び条件として，

- ①市民の関心を喚起し，来場者の増加に繋げるためのイベント運営に関する企画能力
- ②来場者の増加に繋がる，効果的な広報活動に関する企画能力
- ③同様のイベント運営に関する業務実績

が挙げられ，地方自治法第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」のうち，「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2-(4)に該当するため

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

なし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市事業者排出量削減計画書制度に係る業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成30年5月18日
- 4 履行期間
平成30年5月18日から平成31年3月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西中島7丁目1番5号 辰野新大阪ビル2階
中外テクノス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
6,588,000円
- 7 契約内容
平成30年度京都市事業者排出量削減計画書制度に係る業務委託仕様書に基づき、次の内容を委託する。
 - (1) 事業者向け省エネ対策セミナー等開催業務
 - (2) データベース管理支援業務
 - (3) チェックツール管理支援業務
 - (4) 提出書類確認支援業務
 - (5) 提出書類の分析業務
 - (6) 事業者訪問調査業務
 - (7) 事業者訪問調査報告書の作成業務
 - (8) 新規特定事業者の調査業務
 - (9) フィードバックツール等作成業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、事業者を訪問し、エネルギー使用状況の調査を行い、事業に合わせた助言を行うなど、その実施に高度な技術やノウハウを必要とする。
このことから、契約の相手方の選定に当たっては、能力、技術及び経験に基づくノウハウ等により訪問調査の品質を確保し、本事業の最終目的である温室効果ガスの削減を効果的及び効率的に実現するため、その手法や内容などの主として価格以外の要素における競争によって選定する必要がある。
上記の理由により、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、地方自治

法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、プロポーザルを行ったうえで随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、平成30年4月9日（月）から平成30年4月23日（月）までの期間にプロポーザル参加の公募を行い、期日までに中外テクノス株式会社の1者から参加申込みがあった。

提出された提案書について、平成30年4月25日（水）に「平成30年度京都市事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者選定委員会」を開催し、企画提案書について総合評価を行い、選定基準を上回ったため、中外テクノス株式会社を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度祇園祭後祭エコ屋台村企画運営業務
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
- 3 契約締結日
平成30年5月21日
- 4 履行期間
平成30年5月21日から平成30年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広
- 6 契約金額（税込み）
金5,000,000円
- 7 契約内容
平成30年度祇園祭後祭エコ屋台村の企画立案，広報，増客施策，必要物品作成，飲食屋台へのリユース食器導入，関連事業者との調整等の運営業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は，イベントにおける紙コップや紙皿など使い捨て容器包装の使用を抑制するため，祇園祭において，リユース食器を使用して実施する「祇園祭エコ屋台村」を実施するに当たり，その企画立案や広報，増客施策等，全体運営を行うものである。本事業の実施により，リユース食器の導入等によるごみ減量の推進のほか，祇園祭を訪れる多くの人々の環境意識の向上を図ることを目的としている。
本事業の実施に当たっては，受託者の能力，経験等に基づくノウハウ等により，事業設計や市民へのPR効果に顕著な差異が現れるものであり，受託者には，自治体等におけるPR業務，啓発業務の経験が十分にあり，かつ業務の内容や流れを的確に把握し，対応する能力を有する担当者を配置することが求められる。
また，厳正かつ確かな技術的展望に基づいた事業設計や企画調整，プロモーション活動の実施という目的をより効果的かつ効率的に達成するため，価格によって契約の相手方を決定する競争入札に適しておらず，各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により選定を行ったもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
平成30年度「生ごみ3キリ運動」普及啓発に関する企画運營業務

2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

3 契約締結日
平成30年9月14日

4 履行期間
平成30年9月14日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広

6 契約金額（税込み）
金5,000,000円

7 契約内容
「生ごみ3キリ運動」の普及・啓発を目的とする企画運營業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、家庭ごみの4割を占める生ごみについて、食べ残しや手つかず食品の排出を減らし、水切りを徹底するといった、家庭・事業所における生ごみの減量を意識したライフスタイル、ビジネススタイルへの転換と定着を図ることを目的として実施するものである。

本業務は、市内多数の食品スーパーや飲食店等に対し、本事業の趣旨を理解していただき、連携を求めることが必要であり、かつ、イベントの実施や広報活動によって、市民へ広く周知する能力が求められるため、受託者の能力、経験等に基づくノウハウ等により、事業設計やPR効果に顕著な差異が現れる。

また、厳正かつ確かな技術的展望に基づいた事業設計や企画調整、プロモーション活動の実施という目的をより効果的かつ効率的に達成するため、価格によって契約の相手方を決定する競争入札に適しておらず、各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により選定を行ったもの。

9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型ごみ等収集運搬業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区静海市原町714番地の2
洛北運輸株式会社

京都市南区上鳥羽角田町89番地
京和産業株式会社

京都市南区吉祥院新田二ノ段町58番地の2
有限会社大成浄美社

京都市西京区桂上野中町249番地
大同興業株式会社

京都市南区上鳥羽南鉾立町48番地
有限会社共栄産業
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）252,980,110円
- 7 契約内容
本市の市域内における大型ごみ及び供物を収集し、本市が指定する施設に運搬する。
- 8 随意契約の理由
一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）施行令第4条において、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること等、その受託者の能力について詳細に規定され、確実に委託業務が遂行されることが求められることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラ

インに基づき、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

委託先の選定にあたっては、廃掃法施行令第4条各号の規定に基づく機材を含む施設及び人員等の審査に適合していると認められることから、契約相手方として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
死獣収集運搬業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院東中水町8・9番地
京都かんきょう株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）50,832,619円
- 7 契約内容
本市の市域内における事業活動等から発生するもの以外の動物の死体を収集し、本市が指定する施設に運搬する。
- 8 随意契約の理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条においては、委託の基準として「受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」を求めており、本業務の遂行に必要な人員、機材等を必要数保有し、相当な業務経験を有する業者が限られることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインに基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件委託業者は、本業務の遂行に必要な人員、機材等を必要数保有しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の各号の規定に基づいて行った施設、機材、財政的基礎の審査に適合し、本件業務の実施に関し相当の経験を有しているものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
し尿収集及び運搬業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽角田町89番地
京和産業株式会社

京都市南区吉祥院新田二ノ段町58番地の2
有限会社大成浄美社

京都市西京区桂上野中町249番地
大同興業株式会社

京都市南区上鳥羽川端町21番地の1
有限会社和田産業

京都市南区上鳥羽南鉾立町48番地
有限会社共栄産業

京都府亀岡市安町大池11番地
日進浄化槽センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）287,418,456円
- 7 契約内容
本市の市域内のくみ取り便所において発生するし尿を収集し、し尿前処理施設に運搬する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を含む一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条において、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を

有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることを求めている。

上記の要件を満たし、かつ、本市市域内の地理的条件等に精通し、長年の経験に基づく信用、技術により、円滑に業務を実施する能力を有する業者は、上記契約先である6業者のみであるため、本業務について随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
リユースびん等の拠点回収に係る業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月2日
- 4 履行期間
平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区島津町152番地
京都硝子壺問屋協同組合
- 6 契約金額（税込み）
15,087,272円
- 7 契約内容
リユースびん等の回収、洗浄を行いリユースびん市場に循環させる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
リユースびん（リターナブルびん）拠点回収事業は、京都市内全域において、リユースびんの利用及び回収、再使用を促進することを目的とするため、回収されたリユースびんは、確実にリユースのルートにのせる必要がある。
したがって、当該業務の遂行には、回収したリユースびんを洗浄し、酒造メーカーへの販路を確実に確保している必要があり、国内で当該能力を有するのは専門の洗びん業者のみである。全国びん商連合会によりエリアごとの洗びん業者が決まっており、京都エリアにおける洗びん業者は京都市硝子壺問屋協同組合のみである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

(単価契約) 苛性ソーダ (48%水酸化ナトリウム水溶液) (平成30年4月～6月)

2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成30年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区吉祥院落合町20番地
石田化学工業株式会社

6 契約金額 (税込み)

14,760,900円

7 契約内容

苛性ソーダ (48%水酸化ナトリウム水溶液) (平成30年4月～6月) の購入

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本薬品は、毎年入札により契約業者を決定しているが、平成30年度の入札は、市場価格の急騰に伴い、入札不成立となった。再度、契約課において競争入札を付する予定であるが、本件はWTO案件のため入札手続きに3箇月の期間を要することとなる。本薬品がなければ排ガスを適正に処理できず、クリーンセンターの操業を停止せざるをえなくなり、本市の市民生活に甚大な悪影響を及ぼすことになるため、再入札により契約業者が決定するまでの3箇月間 (平成30年4月1日から6月30日まで) は地方自治法第167条の2第1項第5号、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン4-(4)により、緊急措置として随意契約を行うもの。

なお、契約単価については、入札参加資格申請があった9社に対して、見積書の提出を依頼し、提出のあった者の中から見積価格が安価な3社に対して価格交渉を行った結果、石田化学工業株式会社の単価が最も安価となったため、この金額を契約単価とし、同社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（単価契約）平成30年度における廃棄物等の埋立処分に係る契約（東北部クリーンセンター分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
87,264,000円
- 7 契約内容
東北部クリーンセンターから発生する焼却残滓の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（単価契約）平成30年度における廃棄物等の埋立処分に係る契約（北部クリーンセンター分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
47,995,200円
- 7 契約内容
北部クリーンセンターから発生する焼却残滓の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度大気汚染防止法に基づくクリーンセンター排ガス調査委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京下合町1番地
株式会社島津テクノロジー
- 6 契約金額（税込み）
9,954,360円
- 7 契約内容
大気汚染防止法に基づくクリーンセンター排ガス調査

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本測定業務は、年間を通して業務を委託し、義務の履行を行っているが、平成30年度業務については入札の結果、応札業者がおらず、不調となった。

本市の3箇所のクリーンセンターは、その焼却能力から大気汚染防止法第2条（以下、「大防法」という。）に規定する「ばい煙発生施設」に該当するため、排出ガスについて測定が義務付けられており、大防法第16条に基づき、「ばい煙」（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素）を対象に、2箇月に1回の頻度で測定を実施する必要がある。また、平成30年度からは、改正大防法第18条の30（平成30年4月1日施行）に基づき、新たに「水銀」を4箇月に1回測定する必要がある。また、周辺住民との協定により、独自基準を設けるとともに測定結果を毎年報告している。

本測定業務は、上述のとおり義務とされていることから4月からの契約が必須となるが、それに向けて再度入札にかかる期間がない状況である。また、本測定業務は、年間を通じたデータの収集が必要であり、年度途中で委託業者が変更になった場合に、データ収集スケジュールの錯綜や継続的な分析ができないという不具合があるため、年間を通じた契約とする必要があり、入札準備期間確保のための一定期間の随意契約の後、再入札するという方法を取ることもできない。

以上のことから、緊急措置として随意契約を行う。

なお、本測定業務の受注資格のある業者に見積書の提出を依頼し、見積書提出のあった3社のうち、最も価格が安価であった島津テクノロジーと価格交渉を行ったが、これ以上価格は下がら

なかったため、同社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町本多上野84
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）
136,013,000円
- 7 契約内容
京都市南部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の公の施設である横大路福祉工場において、平成11年度から、南部資源リサイクルセンターとしてリサイクル業務を実施している。
この横大路福祉工場は、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が平成29年4月1日から平成34年3月31日まで、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者となっており、南部資源リサイクルセンターの資源ごみの選別及び中間処理業務についてはその指定管理業務の範囲外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。
さらに、同協力会はこれまでからも本市から委託を受けて南部資源リサイクルセンターを運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町本多上野84
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）66,801,900円
内訳 処理量 : 3,100 t
委託単価 : 21,549円/t（税込み）
- 7 契約内容
プラスチック製容器包装の中間処理及び処理過程に発生する異物の搬送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の公の施設である京都市横大路学園では、平成19年度から、本市が収集したプラスチック製容器包装の選別及び中間処理を行っている。
京都市横大路学園は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会を平成29年4月1日から平成34年3月31日の間、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者に指定しており、横大路学園のプラスチック製容器包装の選別及び中間処理業務についても、指定管理業務外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。
さらに、同協力会はかねてから本市からの委託を受けて横大路学園を運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町27番地の1
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会
- 6 契約金額（税込み）
16,583,000円
- 7 契約内容
京都市北部クリーンセンター関連施設の管理，必要経費（共用部分に係る電気，水道料金，電話使用料，テレビ受信料等）の支払，その他センターの円滑な運営を推進するために必要な業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市北部クリーンセンター関連施設（以下「関連施設」という。）は，北部クリーンセンターの建替えに際し，地元便益を目的として建設された施設である。関連施設には，やまごえ温水プールに加え，グラウンドや会議室が設置され，地元住民など多くの利用を得ている。
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会（以下「協会」という。）は，関連施設の温水プールの管理運営のために設立された団体で，本市環境政策局適正処理施設部長等が理事を務める。
本件委託業務は，温水プールの管理運営をはじめ，グラウンドや会議室の貸出業務，更には，公共料金の支払い等，地元便益施設としての関連施設全体の管理運営業務である。
関連施設は，その建設経緯から，地元地域住民を中心とした利用形態となっており，運営委託先の経営努力により，経済的メリットを見出せる余地は極めて少なく，更には地元便益施設の円滑な運営という行政目的を達成するためには，周辺地域住民との関係上，一定の行政関与が必要である。
本件について入札を行った場合，委託先が変わることを前提とせざるを得ず，落札業者が地元住民との信頼協力関係を安定して築くことが困難となった場合，関連施設の運営のみならず北部クリーンセンターの運営についても地元の十分な協力と理解を得られなくなる。

以上の理由から、本件は競争入札における契約にはなじまず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、契約の相手方として協会を選定する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,380,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下、「資源ごみ」という。）を受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御している

ソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 0 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

8 と同様

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成30年8月30日
- 4 履行期間
平成30年9月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
69,282,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下、「資源ごみ」という。）を受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御している

ソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング㈱と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 0 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

8 と同様

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,160,000円
- 7 契約内容
北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下「資源ごみ」という。）を受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設のプラント設備は、プラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋・除袋機、風力比重差選別機、びんカレット色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカー独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基き、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設においては、

プラントメーカー自ら開発した独自技術の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基き、他者が作成した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。従って、再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結している。

なお、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8と同様

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,038,000円
- 7 契約内容
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装（以下、「資源ごみ」という。）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設であり、発注仕様書に基づき、性能発注により再整備された廃棄物処理施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。また横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、圧縮梱包施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作を司る操作盤および自動運転を集中制御する制御盤など、プラントメーカーが独自に開発したソフトウェアで構成されている。これらのソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各機器間の整合を考慮し設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想およびソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では、点検、調整、修理を行うことが不可能である。本委託業務において必要な設備機器および

ソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、再整備したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8と同様

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成30年9月28日
- 4 履行期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,588,000円
- 7 契約内容
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装（以下、「資源ごみ」という。）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設であり、発注仕様書に基づき、性能発注により再整備された廃棄物処理施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。また横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、圧縮梱包施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作を司る操作盤および自動運転を集中制御する制御盤など、プラントメーカーが独自に開発したソフトウェアで構成されている。これらのソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各機器間の整合を考慮し設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想およびソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では、点検、調整、修理を行うことが不可能である。本委託業務において必要な設備機器および

ソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、再整備したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8と同様

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
- 6 契約金額（税込み）
8,985,600円
- 7 契約内容
西部圧縮梱包施設プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装（以下、「資源ごみ」という。）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設であり、発注仕様書に基づき、性能発注により再整備された廃棄物処理施設である。

本施設は、旧西部クリーンセンターの建屋を再利用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカーの特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、プラントメーカーの独自技術が必要となる。また、圧縮梱包施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作を司る操作盤および自動運転を集中制御する制御盤など、プラントメーカーが独自に開発したソフトウェアで構成されている。これらのソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各機器間の整合を考慮し設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想およびソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では、点検、調整、修理を行うことが不可能である。

前述の理由により、該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである株式会社タクマと随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8と同様

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成30年9月28日
- 4 履行期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
- 6 契約金額（税込み）
22,140,000円
- 7 契約内容
西部圧縮梱包施設プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装（以下、「資源ごみ」という。）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設であり、発注仕様書に基づき、性能発注により再整備された廃棄物処理施設である。

本施設は、旧西部クリーンセンターの建屋を再利用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカーの特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、プラントメーカーの独自技術が必要となる。また、圧縮梱包施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作を司る操作盤および自動運転を集中制御する制御盤など、プラントメーカーが独自に開発したソフトウェアで構成されている。これらのソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各機器間の整合を考慮し設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想およびソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では、点検、調整、修理を行うことが不可能である。

前述の理由により、該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである株式会社タクマと随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8と同様

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区北浜東1-8
(平成30年7月8日付で、京都市に以下の住所への住所変更届を提出
大阪府中央区大手前1-7-31)
京都電子工業株式会社
- 6 契約金額(税込み)
7,516,800円
- 7 契約内容
各クリーンセンターにおいて、焼却炉の運転状況を監視するために設置している塩化水素濃度等連続分析計の性能維持を目的とし、機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な定期点検整備を主とした保守管理業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本契約の履行には、「機器の構造等に関する技術情報を有していること」、「各機器の演算プログラム等に関する技術情報を有していること」、「保守点検業務の適用範囲で軽微な修理が可能であること」が必要となる。「機器の構造等に関する技術情報」について、点検対象機器の機能について正確に把握し、機器の部品交換を行うためには、機器の内部構造についても正確な技術情報を有していなければならない。「各機器の演算プログラム等に関する技術情報」について、連続分析計の情報処理制御システムを構成する部分については、内蔵された演算プログラムによってデータが処理されており、その他のプラント各機器の分析データを取り込み、演算プログラムで適正処理し、制御されている。このようなシステム又は各機器全体において、非正常な状態にあると判断されるため原因を解析しようとするとき、又は不具合について修復作業を行おうとするときは、各演算プログラムの内容について詳細な情報を有していなければ相互間のデータの調整が実施できない。「保守点検業務の適用範囲」について、業務内容に軽微な修理を伴う作業を含んでいるため、保守点検に必要な技術情報を有することに加え、さらに軽微修理の手順、方法等に関する技術情報、交換のためのプログラム及び特殊部品の入手が可能であることが必要となる。また、各演算プログラムは、

製造業者が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である京都電子工業㈱のみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、また、公開もしていない。さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である京都電子工業㈱のみが有しており、他へは供与していない。よって、契約の履行に必要な技術情報を有する者が製造業者である京都電子工業㈱に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しない。

前述の理由により、製造業者である京都電子工業㈱と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8と同様

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市北部クリーンセンター整備工事 ただし、第1放射室他整備工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成30年9月13日
- 4 履行期間
平成30年9月14日から平成31年3月13日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
166,320,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンター1号炉及び2号炉の第1放射室及び乾燥帯ストーカ段落の耐火物の整備，
I T V 監視装置の整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターのプラント設備は，株式会社クボタの設計・施工により，各法令等を遵守し安定してごみの処理ができるよう性能発注し，設計・施工された総合プラントである。
本工事は，焼却炉の廃熱ボイラを構成する水管パネルを高温から守るために施工されている不定形耐火物と，監視カメラを用いて構内の要所（焼却炉内の燃焼状態，ボイラドラムの水位監視，プラントホームのパッカー車の状況，煙突からの排出状況等）を監視し，録画記録するI T V 監視装置を更新整備するものである。
不定形耐火物は，長期にわたり高温にさらされて焼損し脱落している部分があるため，更新整備するものであり，I T V 監視装置は，新設から現在まで大規模な整備を実施しておらず，経年劣化により，100以上ある監視カメラの切替や調整操作，任意時間帯の画像閲覧など，これら多機能システムを機能させる制御装置が動作不良を起こしているため，更新整備するものである。
本施設の機器や制御システムの設計及び構成は，プラント建設メーカーのノウハウに基づいた独自技術を用いており，その情報等は公開されていない。そのため，本工事を施工するに当たっては，構成部品の規格，寸法等の情報を保持し，更新する技術を有していることが必要である。
以上の理由により，これらの必要条件を全て満たす者は，設計・施工を行ったメーカーである株式会社クボタから平成23年4月にごみ処理関連設備の機器及び施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に譲渡されたクボタ環境サービス株式会社の1者のみであるため，同者と

随意契約を締結するものである。

なお、過熱器を含めたプラント設備のメーカー以外の者が施工した場合、今後の故障発生時の責任区分が不明確になり、包括的な性能保証を担保することが不可能になる。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

8 と同様

11 その他

別紙様式

<p>工事名</p>	<p>京都市北部クリーンセンター整備工事 ただし、第1放射室他整備工事</p>						
<p>工事場所</p>	<p>京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地 地内</p>						
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="440 564 1353 685"> <p>1, 2号炉第1放射室整備</p> </td> <td data-bbox="1353 564 1463 685"> <p>1式</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 685 1353 741"> <p>1, 2号炉乾燥帯ストーカー段落整備</p> </td> <td data-bbox="1353 685 1463 741"> <p>1式</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 741 1353 1541"> <p>I T V監視装置整備</p> </td> <td data-bbox="1353 741 1463 1541"> <p>1式</p> </td> </tr> </table>	<p>1, 2号炉第1放射室整備</p>	<p>1式</p>	<p>1, 2号炉乾燥帯ストーカー段落整備</p>	<p>1式</p>	<p>I T V監視装置整備</p>	<p>1式</p>
<p>1, 2号炉第1放射室整備</p>	<p>1式</p>						
<p>1, 2号炉乾燥帯ストーカー段落整備</p>	<p>1式</p>						
<p>I T V監視装置整備</p>	<p>1式</p>						
<p>工 期</p>	<p>契約の日の翌日から6箇月以内</p>						

(内訳総括)

名 称	単位	金 額	備 考
1 直接工事費	1式	124,015,560	
2 共 通 費		31,584,440	
共通仮設費	1式	6,913,271	
現場管理費	1式	8,453,746	
一般管理費等	1式	16,217,423	
工事価格	1式	155,600,000	
消費税相当額	1式	12,448,000	
請負工事費	1式	168,048,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度南部クリーンセンター自動計量システム保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市東成東小橋1丁目12番10号 シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,576,000円
- 7 契約内容
南部クリーンセンターで運用している『自動計量システム』の定期及び臨時の点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
クリーンセンターでは、搬入されるごみの車両重量を計量し、その計量データの集計や帳票の作成などを行う電算システムである自動計量システム（以下「現システム」という。）を運用している。現システムは、システム全体を管理集約するサーバーを中心に、トラックスケール、遮断ゲート、車番読取装置、マークシートリーダー、ごみ処理手数料の自動徴収を行う精算器といった機器、それらの機器の制御やごみ量の帳票作成を行うクライアント（端末PC）をLANで接続したシステム構成となっている。
本業務遂行のためには、各機器の構造及び制御プログラム等に関する詳細かつ正確な技術情報を有している必要がある。また、軽微な修理を行うこともあるため、修理の手順・方法に関する技術情報、交換のためのプログラム及び特殊部品の入手が可能であることも必要である。
光ネットワークを用いてデータ送信・解析を行う本システム独自の機器の構造、プログラムの内容等の必要な技術情報及び交換のためのプログラム等これらの知見については、他社に公開されておらず、現システムの全てを掌握している『自動計量システム』を設計・開発した者のみが有する。したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有するものは、設計・開発したシンワシステム株式会社のみであると特定される。
よって、本委託業務は、シンワシステム株式会社と随意契約を締結する

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原一丁目1番1号 JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
248,616,000円
- 7 契約内容
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検，保守，整備等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は，主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり，形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって，所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントであり，主要設備の点検，調整，修理等の保守管理業務においては，特に専門的な独自技術が必要となる。
ごみ処理施設においては，プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他，プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき，他者が製作した設備等を使用したうえで，これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し，必要な性能を発揮している。したがって，ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには，プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で，施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには，各々を分離することはできない。
また，ごみ処理施設の性質上，常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから，各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他，故障や性能低下等の非常事態が発生したときには，故障復旧等迅速な対応が必要であるが，そのためには，各機器の構造等，詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。
以上のとおり，本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は，他者には，公開されておらず，プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため，建設したプラントメーカー以外には，契約を履行できるものがなく，契約の相手方

が特定される。

したがって、本委託業務は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ）により、JFEエンジニアリング(株)と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市南部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター 管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区土佐堀1丁目3番20号 三菱重工大阪ビル
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
10,692,000円
- 7 契約内容
南部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備の性能維持を目的に、プラント機器の定期点検整備及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラットメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がプラットメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。その中でも、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となる。
破碎施設は、破碎機を中心に構成され、構造、構成は、プラントメーカー独自の考え方によるもので、その構造に適合するようハンマー等の材質・形状の設定が行われている。破碎機の運転に伴い、ハンマーは劣化、損傷していくが、破碎施設が所定の性能を発揮するために、許容できる劣化、損傷の範囲については、プラントメーカー以外に公開された明快な基準がなく、破碎施設を設計、製造したプラントメーカーが独自にノウハウに基づいて判断している。したがって、交換、補修等の修理（整備）を必要とする状況にあるか否かの正確な判断は、プラントメーカー以外の者には不可能である。
破碎機の運転は、接続する他の設備と密接に関連しており、それらが一体として運転することで本来の性能を発揮できる。さらに、破碎機の運転に必要なソフトウェアにおいては、各機器の運転操作及び自動運転を掌るプラント用電子計算機システム（破碎機操作盤等）などプラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体をプラント電子計算機システムとして構成し、破碎施設全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアはメーカー独自の設計思想に基づき、

各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容について正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されておらず、他の者では履行が不可能である。

また、ごみ処理施設の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。

以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、既設設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社でなければ本委託業務を履行することができない。よって、本委託業務においては、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市廃食用油燃料化施設プラント設備保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,848,000円
- 7 契約内容
プラント設備の保守管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(1) 契約履行に必要な技術情報等

契約履行のためには、次に示す技術情報を有している必要があるが、その技術情報は、本市を含めた他者へは供与されておらず、公開もされていないため、その技術情報を有している者は、プログラム等を独自に開発した製造業者しかいない。

ア 点検時に正常に稼働するかどうかの確認を行うためには、点検対象機器の機能について正確な技術情報を有していなければならない。また、部品交換を行うためには、点検対象機器の内部構造についても正確な技術情報を有していなければならない。

イ 燃料製造プラントの各機器全体は自動制御システムに内蔵されたプログラムによって稼働しており、プログラムからの指令により制御されている。自動制御システム又は機器全体について、非正常な状態にあると判断され、原因を解析究明しようとするとき、又は不具合について修復作業を行おうとするときは、自動制御システムのプログラム内容について詳細な情報を有していなければ実施できない。

(2) 整備に必要な部品等

点検整備に必要なプログラム及び特殊部品については、製造業者が有しており、他者へは供与していない。

以上により、契約の履行に必要な条件を有している者は、製造業者のみに限られているため、製造業者である日立造船株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,100,800円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。
破碎施設が所定の性能を発揮するために、許容できる劣化、損傷の範囲についてはプラントメーカー以外に公開された明快な基準がなく、破碎施設を設計・製造したプラントメーカーが独自のノウハウに基づいて判断している。したがって交換・補修等の修理を必要とする状況にあるか否かの正確な判断はプラントメーカー以外のものには不可能である。
さらに、破碎機の運転は、メーカー独自のソフトウェアを用いて制御されており、他の設備と組合わせて、処理能力等の所定の性能を発揮しているが、この独自ソフトウェアは公開されておらず、ソフトウェアの調整にはメーカー独自の技術が必要で、建設したプラントメーカー以外の者では行うことができない。
よって、主要設備の点検・調整・修理等の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
264,600,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

平成30年度東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託

2 担当所属名

環境政策局東北部クリーンセンター

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県尼崎市南初島町12番地の6
株式会社 アセック

6 契約金額（税込み）

12,960,000円

7 契約内容

本システムを常に良好な運転状況に維持するため、各機器及びシステム全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替え、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて行う各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、ネットワークシステムを構築する各プログラムについて正確な技術情報、臨時点検・整備等契約の履行に必要な技術情報を有する者が、システムを構築した株式会社アセックに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しないため、株式会社アセックと随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本システムのプログラムは、株式会社アセックが独自技術を用いて構築したもので、ネットワークを介しての機器との接続、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である株式会社アセックのみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、また公開もしていない。さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である株式会社アセックのみ

が有しており他へは供与していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有し、かつ契約の履行が可能な者は株式会社アセックに限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺町1 島津製作所N5号館3F
株式会社島津アクセス 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
8,910,000円
- 7 契約内容
排ガス濃度連続分析計が所定の機能を継続して発揮するよう、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、各機器の排ガス濃度測定プログラムに関する技術情報、臨時点検・整備等、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、株式会社島津アクセスに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、株式会社島津アクセスと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
排ガス濃度連続分析計は、株式会社島津製作所が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、排ガス濃度測定プログラムの内容等の必要な技術情報は製造業者である株式会社島津製作所のみが有しており、同社のメンテナンス部門を担当している関連会社の株式会社島津アクセスにのみ技術情報を供与している。

交換に必要な排ガス濃度測定プログラム及び特殊部品についても製造業者である株式会社島津製作所のみが有しており、関連会社の株式会社島津アクセス以外へは供与・公開していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報等をすべて有し、かつ契約の履行が可能な者は株式会社島津アクセスに限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年5月17日
- 4 履行期間
平成30年5月18日～平成30年8月17日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,744,000円
- 7 契約内容
プラント機器（計装設備）の性能を維持するため、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
各計装機器の大部分は、株式会社島津製作所が設計制作したものであり、これらの製品のメンテナンス部門を担当する島津システムソリューションズ株式会社は、独自の技術が数多く使用された計器等について原理、構造、構成部品の細部に至るまで熟知し、また、保守管理を的確かつ効率的に実施できる技術を有する者が、島津システムソリューションズ株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、島津システムソリューションズ株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8項「随意契約の理由」に同じ

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市東北部クリーンセンター1号炉第1放射室左側壁水管整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年8月24日
- 4 履行期間
平成30年8月25日から平成30年10月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,048,000円
- 7 契約内容
漏水が発生しているボイラー水管を補修するための整備を行うものであり、水管の漏水部及びその周辺を溶接補修する
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8項「随意契約の理由」に同じ
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年9月27日
- 4 履行期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,711,200円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。
破碎施設が所定の性能を発揮するために、許容できる劣化、損傷の範囲についてはプラントメーカー以外に公開された明快な基準がなく、破碎施設を設計・製造したプラントメーカーが独自のノウハウに基づいて判断している。したがって交換・補修等の修理を必要とする状況にあるか否かの正確な判断はプラントメーカー以外のものには不可能である。
さらに、破碎機の運転は、メーカー独自のソフトウェアを用いて制御されており、他の設備と組合わせて、処理能力等の所定の性能を発揮しているが、この独自ソフトウェアは公開されておらず、ソフトウェアの調整にはメーカー独自の技術が必要で、建設したプラントメーカー以外の者では行うことができない。
よって、主要設備の点検・調整・修理等の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年9月27日
- 4 履行期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
71,280,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を維持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8項「随意契約の理由」に同じ
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
49,734,000円
- 7 契約内容
ごみ焼却炉設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターのごみ焼却炉設備は完全自動化のため、中央電算室のコンピュータが設備全体の運転状況を把握し、コントロールをしている。
特に自動燃焼装置（ICC）は、製造業者である株式会社クボタが独自に行った試運転情報を基に焼却炉の空気量や関係機器の動作がプログラムされ、独自の専用ソフトウェアにより自動で所定の焼却性能や公害防止性能、発電性能等を発揮できるように機能する総合プラントになっている。
このため、ごみ焼却炉設備の安定稼働維持を目的とした保守管理委託では、総合プラントとしての性能や機能についても保証されなければならないが、本契約の履行には、①機器の構造等に関する技術情報、②各機器の自動運転プログラム等に関する技術情報を有している必要がある。
上記の技術情報等は、本プラントを独自開発した製造業者から事業移管を受けたクボタ環境サービス株式会社のみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市北部クリーンセンター大気環境濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院宮の東町2
株式会社堀場テクノサービス
- 6 契約金額（税込み）
5,454,000円
- 7 契約内容
大気環境濃度連続分析計の性能維持を目的に機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大気環境濃度連続分析計は、株式会社堀場製作所が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、大気環境濃度測定プログラムの内容等の必要な技術情報は、株式会社堀場製作所のみが有している。
しかしながら、株式会社堀場製作所にはメンテナンス部門がなく、唯一、株式会社堀場テクノサービスにのみに技術情報を供与し、メンテナンス業務を実施させている。
交換に必要な大気環境濃度測定プログラム及び特殊部品についても株式会社堀場テクノサービスのみで供与しており、他へは供与、公開していない。
上記の技術情報等は、本分析計を独自開発した製造業者から技術情報の供与を受けている株式会社堀場テクノサービスのみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺1
株式会社島津アクセス
- 6 契約金額（税込み）
7, 275, 484円
- 7 契約内容
排ガス濃度連続分析計の性能維持を目的に機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
排ガス濃度連続分析計は、株式会社島津製作所が独自技術を用いて製造したもので、排ガス濃度測定プログラムの内容、機器の構造等、契約の履行に必要な技術情報は、株式会社島津製作所のみが有している。
しかしながら、株式会社島津製作所はメンテナンス部門を持たず、唯一、株式会社島津アクセスにのみ技術情報を供与し、メンテナンス業務を実施させている。また、部品交換に必要な排ガス濃度測定プログラムについての情報及び特殊部品についても株式会社島津アクセスのみに供与しており、他へは供与していない。
上記の技術情報等は、本分析計を独自開発した製造業者から技術情報の供与を受けている株式会社島津アクセスのみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため
なお、以前は当該業務を島津システムソリューションズ株式会社が受託していたが、分社により、株式会社島津アクセスが当該業務分野を引き継いでいる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成30年8月30日
- 4 履行期間
平成30年9月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
240,000,840円
- 7 契約内容
ごみ焼却炉設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターのごみ焼却炉設備は完全自動化のため、中央電算室のコンピュータが設備全体の運転状況を把握し、コントロールをしている。
特に自動燃焼装置（ICC）は、製造業者である株式会社クボタが独自に行った試運転情報を基に焼却炉の空気量や関係機器の動作がプログラムされ、独自の専用ソフトウェアにより自動で所定の焼却性能や公害防止性能、発電性能等を発揮できるように機能する総合プラントになっている。
このため、ごみ焼却炉設備の安定稼働維持を目的とした保守管理委託では、総合プラントとしての性能や機能についても保証されなければならないが、本契約の履行には、①機器の構造等に関する技術情報、②各機器の自動運転プログラム等に関する技術情報を有している必要がある。
上記の技術情報等は、本プラントを独自開発した製造業者から事業移管を受けたクボタ環境サービス株式会社のみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市埋立事業管理事務所 車両管理システム点検保守管理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市東成区東小橋1丁目12番10号
シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,640,000円
- 7 契約内容
車両管理システムは、敷地内に進入する全ての搬入搬出車両の自動計量と帳票の作成、外来車両の入出監視と入出許可カードの発行等を行う設備により構成されている。
システムを正常に稼働させるため、点検保守管理業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
システムは、当初の設計施工業者が独自に設計・施工したものである。一連の設備は全てが連携しており、独自のソフトウェアにより統合・制御されている。当該設備を点検保守管理するためには、設備全体を制御しているソフトウェアを含め、設計施工業者の独自技術に関する知識、情報等を有していることが必要である。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市魚アラリサイクルセンター臭気監視装置定期点検保守業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局 魚アラリサイクルセンター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,016,600円
- 7 契約内容
魚アラリサイクルセンター臭気監視装置の定期点検保守業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市魚アラリサイクルセンターは、廃棄物処理法上の一般廃棄物処理施設で、かつ、化製場法に定める化製場として位置づけられた施設であり、市内の卸売市場や鮮魚店から排出される魚アラを適正に処理し、魚粉（飼料）として再資源化している。

本施設を操業するためには、上記の法律等に基づく様々な維持管理基準はもちろん、地元協定を遵守し、運転状況に関する様々な監視項目を記録し、閲覧に供する責務があるが、特に臭気については地元の関心も高く、最重要監視項目である。

同装置の制御システムは、島津製作所の特許技術をもとに、非常に複雑なプログラムで制御されており、点検時に稼動状況が正常であるか判断するためには、このプログラムについて詳細な技術情報を有していることが必要であるが、この制御プログラムの内容は、メーカーである島津製作所のみが有しており、外部には公開されていない。また、部品交換を行う際においても、同装置の内部構造について正確な技術情報を有してなければならない。

島津システムソリューションズは、本装置を設計・製作した島津製作所の子会社であり、島津製作所のメンテナンス部門を専属で担当しており、唯一、島津製作所より制御プログラムをはじめとする保守管理に必要な技術情報・部品が供与されている。

以上より、本件業務は、開発技術を有するメーカーのみが持っている制御プログラム等の技術情報に基づき点検・整備を行う必要があるが、他に契約を履行できる者がいないため、島津システムソリューションズ株式会社と随意契約を締結している。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市魚アラリサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局 魚アラリサイクルセンター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区永田町2丁目14番2号
伊藤忠マシンテクノス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,922,960円
- 7 契約内容
魚アラリサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市魚アラリサイクルセンターは、廃棄物処理法上の一般廃棄物処理施設で、かつ、化製場法に定める化製場として位置づけられた施設であり、市内の卸売市場や鮮魚店から排出される魚アラを適正に処理し、魚粉（飼料）として再資源化している。

本施設は、旧施設の敷地を利用して建替えを行っており、単に魚アラを処理するだけでなく、最新の技術を導入し、臭気対策など、環境に配慮したプラントとする為に各設備を限られたスペースの中に設置可能となるよう、プラントメーカーが独自の開発技術により設計製作している。

従って、その形状・寸法・運転条件等多くの事項にメーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらのメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮されるようにした総合プラントであり、各設備の点検・調整・修理等の保守管理業務においては、専門的な公開されていないプラントメーカー独自の技術が必要である。

さらに、本施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム及びプラント運転管理に必要なデータ処理を行うデータ処理装置といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、本施設全体の運転を制御している。これらのソフトウェアの内容に関する技術情報は他者には公開されていないため、他の者では点検・調整・修理を行うことができない。

以上より、本件業務は、プラント工事請負業者以外には契約を履行できる者がいないため、伊藤忠マシンテクノス株式会社と随意契約を締結している。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市魚アラリサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局 魚アラリサイクルセンター
- 3 契約締結日
平成30年7月30日
- 4 履行期間
平成30年8月1日から平成30年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区永田町2丁目14番2号
伊藤忠マシンテクノス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,800,000円
- 7 契約内容
魚アラリサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市魚アラリサイクルセンターは、廃棄物処理法上の一般廃棄物処理施設で、かつ、化製場法に定める化製場として位置づけられた施設であり、市内の卸売市場や鮮魚店から排出される魚アラを適正に処理し、魚粉（飼料）として再資源化している。

本施設は、旧施設の敷地を利用して建替えを行っており、単に魚アラを処理するだけでなく、最新の技術を導入し、臭気対策など、環境に配慮したプラントとする為に各設備を限られたスペースの中に設置可能となるよう、プラントメーカーが独自の開発技術により設計製作している。

従って、その形状・寸法・運転条件等多くの事項にメーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらのメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮されるようにした総合プラントであり、各設備の点検・調整・修理等の保守管理業務においては、専門的な公開されていないプラントメーカー独自の技術が必要である。

さらに、本施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム及びプラント運転管理に必要なデータ処理を行うデータ処理装置といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、本施設全体の運転を制御している。これらのソフトウェアの内容に関する技術情報は他者には公開されていないため、他の者では点検・調整・修理を行うことができない。

以上より、本件業務は、プラント工事請負業者以外には契約を履行できる者がいないため、伊藤忠マシンテクノス株式会社と随意契約を締結している。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他